議　第　112 号

沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について

沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

（沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第１条　沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「、第７条第１項」を「、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項」に改める。

第２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の３条を加える。

第２条の２　任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

⑴　一定の期間内に終了することが見込まれる業務

⑵　一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

２　任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第２条の３　任命権者は、短時間勤務職員を前条第１項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

２　任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

３　任命権者は、前２項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

⑴　地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認

⑵　沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第６号）第17条の規定による介護休暇の承認

⑶　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110号）第19条第１項の規定による承認

（任期の特例）

第２条の４　法第６条第２項に規定する条例で定める場合は、第２条の２第１項第１号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第３条中「前条各項」を「第２条から第２条の３まで」に改める。

第５条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（給与条例等の適用除外等）」を付し、同条の次に次の１条を加える。

第５条の２　給与条例第７条の３、第８条、第９条の３、第10条の４及び第10条の５の規定は、第２条の３の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

（企業職員である短時間勤務職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）には適用しない。

2　任期付短時間勤務職員に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第４条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第４条第３項及び第５項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第２項第２号	定年前再任用短時間勤務職員	沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第11号。以下「任期付職員条例」という。）第５条の２第１項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条第１項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100分の 100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、 100分の 125）を乗じて得た額とする
第13条第５項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第５条の２第２項の規定により読み替えられた第１項ただし書に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条第２項に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100分の 150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、 100分の 175）から 100分の 100（その時間が午後10時から翌日の午前５

		時までの間である場合は、 100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第６条に次の１項を加える。

３　企業職員給与条例第５条、第６条、第６条の３、第７条の２、第７条の３及び第15条の規定は、第２条の３の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。

（沼津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　沼津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第11号）第２条の３第３項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第16条中「（平成20年条例第11号）」を削る。

第22条の表第４条第２項の項中「第２条第２項」を「第２条第４項」に改め、同表第10条第２項第２号の項中「任期付短時間勤務職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110号）第18条第１項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同表第15条の11の項を次のように改める。

第15条の11	第４条第２項から第９項まで、第７条の３及び第８条	第７条の３、第８条、第９条の３、第10条の４及び第10条の５
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　沼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「第18条第１項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

一般職の任期付短時間勤務職員の採用等について必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うものである。